

フリーウェイトエリア 誓約事項

私は、以下の事項に定める義務や条件、禁止事項等をいずれも遵守し、また、本誓約書上で損害賠償責任の存在や貴社の免責等についていずれも内容を理解し、本書面をもって各内容についての誓約をいたします。

1 利用料

フリーウェイトエリアの利用者（以下「利用者」といいます。）は、本施設の通常会費とは別に、フリーウェイトエリア利用料として毎月 1,100 円(税込)を支払う義務を負います。また、支払い方法及び支払期日については、通常会費と同様とします。

2 利用上の注意

- (1) フリーウェイトエリアの利用に関しては、スタッフ補助や説明、その他の支援はございません。
- (2) ウェイトの設定、利用頻度、負荷の程度など、実際の利用に関しては、利用者自身の自己の責任の下で、危険のない態様、方法で利用するものとします。
- (3) 本施設の利用規約上で禁止されていることをいずれも行ってはならないこと、また、他の利用者の迷惑や施設管理上の支障となる行為（大声や過度な音を出す行為、フリーウェイトエリアでの勧誘やナンパ行為、施設やフリーウェイトエリアの各備品を毀損しうる行為、他の利用者の心身を傷つけうる行為等を含みますが、これに限られません。）は一切行ってはならないこととします。
- (4) フリーウェイトエリア利用後は、利用者自身において、利用した各備品を元の位置に戻すものとします。
- (5) 利用者が1つのトレーニング器具を利用できる時間は 40 分以内とし、かつ、連続して同じ器具の利用を継続することや、他の利用者におけるトレーニング器具の妨げうる行為をしてはならないものとします。
- (6) 同じトレーニング器具の再度利用については、一度その器具の置かれたエリアを離れ、周囲にその器具を利用しようとする方がいないかをよく確認したうえで、他の利用者の妨げとならないことが確認できた場合にのみ、例外的認めるものとします。
- (7) 器具の取扱いに当たっては、故障や破損が生じないように、細心の注意を払うものとし、器具を投げる等の行為はしてはならないものとします。

3 非常時の通報義務

フリーウェイトエリアで事故や怪我、またはその疑いが生じた場合には、利用者本人が事故や怪我の当事者ではないとしても、直ちにエリア内にある ALSOK 通報用のボタン（赤い非常ボタン）または電話を用い、通報するものとします。また、怪我や事故が重大なものであれば、ALSOK への通報に加え、救急や警察などへの連絡を利用者において直ちに行うものとします。

4 損害賠償責任

- (1) 利用者がフリーウェイトエリアの利用中、会員自身が受けた損害に対して、施設運営会社は、故意または重過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負わないものとし、利用者においても、損害賠償請求権をあらかじめ放棄するものとします。
- (2) 利用者同士の間が生じた紛争についても、施設運営会社は、故意または重過失がある場合を除き、当該紛争には一切関与をせず、また、何らの責任も負わないものとします。
- (3) 利用者において、本誓約や本施設の利用規約に反する行動があった場合、施設運営会社は、当該利用者に対し、直接または間接的に生じた損害であるかを問わず、損害の賠償を求めることができるものとします。

5 退会手続き

フリーウェイトエリアの利用のみについて退会をしたい場合、利用者は、本施設ホームページの退会フォームのうち、「フリーウェイトエリアのみの退会」にチェックを入れ、申請をするものとします。ただし、本施設全体の退会手続きと同様に、退会手続きの期限は、退会を希望する月の5日までに、申請の手続きを行ったものについては同月末日をもつての退会とする。なお、退会手続きの申請が6日以降となる場合には、翌月末日をもつての退会とします。

6 利用の制限や資格の停止、解除等の措置について

本誓約書上の義務や誓約に反した行動、また、本施設の利用規約上の義務や誓約に反した行動があった場合施設運営会社は、当該利用者について、以下の対応を命じることができ、かつ、こうした対応を理由とする損害賠償責任等は何ら追わないものとします。

- (1) 本施設またはフリーウェイトエリアの常時または一時的な利用の制限
- (2) 本施設またはフリーウェイトエリアからの常時または一時的な退出
- (3) 本施設またはフリーウェイトエリアの利用権限の停止や利用に関する各契約等の解除

7 休業

フリーウェイトエリアは、原則として改修工事、機器メンテナンス等の為に年間最大 12 営業日の休業日が継続して生じ得るものとします。

8 施設の廃止・利用制限等

運営会社は、フリーウェイトエリアを含む本施設について、次の事由によりその一部または全部を閉鎖、臨時休業、営業時間短縮などを行うことができるものとします。

- (1) 台風その他異常気象、風水火災害、地震、疫病、近隣の事故等で本施設の全部または一部の業務遂行に支障があるとき。
- (2) 本施設の改造または補修工事実施のとき。
- (3) 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- (4) 本施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- (5) 国や都道府県、その他自治体からの要請により、本施設の全部または一部の休業の必要や利用時間の制限などが生じたとき（コロナ禍における緊急事態宣言なども含みますが、これに限られません。）。
- (6) その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

9 入会金等の返還義務がないことの確認

本誓約書記6ないし8記載の利用制限や休業、施設の廃止等が生じた場合、または、本施設に関する利用規約に記載された利用制限や休業、施設の廃止等が生じた場合、運営会社は、利用者に対して、受領済みの入会金や会費を返還や減額請求に応じる義務を負わないものとし、利用者においても、これらの請求権をあらかじめ放棄するものとします。

10 本誓約書に記載のない事項について

利用者は、本誓約書に記載のない事項について、本施設に関する利用規約上の定めに従うものとします。